

平成 23 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 23 年 9 月 20 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。(10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、7 番本多さん、1 番高木さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	高橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 3 回村議会定例会の追加議案等の提案に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 20 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議 長	日程第 3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
1 番高木議員	1 番 高木さん 市街地活性化実施計画について質問したいと思います。 市街地活性化実施計画について、第 5 期更別村総合計画の基本計画の

議 長
村 長

目標のひとつである賑わいと元気を生み出す街づくりを達成する方策として前期 22 年から 26 年、後期 27 年から 31 年の長期間の実施計画がスタートして 1 年弱が経過しました。

交流拠点施設については協議継続中ですが、市街地誘導看板、市街地マップ、杜づくり活動、交通量調査等の事業が随時進められております。

商店街もこの厳しい経済環境の中、平成 24 年の高規格インターチェンジ開通に伴い、村外の集客に向け、対策を講じていかなければなりません。

また交通量増加に伴う道路整備、運動広場駐車場等の安全対策は早期に整備していなくてはなりません。

早期可能な事業について精査し、安心、安全、賑わいのある街づくりを進め、村内外に情報発信をするべきだと考えております。長期間の計画ですので、計画を進める中で市街地の状況も日々変化しています。

例えば開発庁舎も廃止予定であり、屋外ゲートボール場も閉鎖予定と聞いております。未計画な場所も多く、再開発については、協議会と十分な協議をしていただき、各事業、各団体と連携した街づくりを進めていただきたいと思います。

まだスタートしたばかりですが、機会がある度に広報や区長会議等を通し、進捗状況をお知らせしていただき、多くの村民の声を聞きながら事業を進めていただきたいと思います。

事業の進捗状況、早期可能な事業、協議会との連携等について村の考えをお伺いしたいと思います。

岡出村長

高木議員の市街地活性化実施計画に関するご質問にお答えを申し上げます。

議員からご質問のありました厳しい経済環境や高規格幹線道路更別インターチェンジの開設などの背景の中で、安心、安全で賑わいのある街づくりに向けた市街地の活性化は喫緊の重要課題と考えているところであります。こうした中でこれまで商工会を始めとする関係機関、団体並びに一般住民の方々のご協力を得て平成 20 年度に市街地活性化基本計画素案を策定いたしまして、平成 22 年度には事業実施に向けて賑わい創出プロジェクト、健やか安心プロジェクト及び街並み快適プロジェクトの 3 プロジェクト、16 事業からなる市街地活性化実施計画を策定し、計画に基づいて事業を進めているところであります。ご質問の最初に進捗状況についてであります。平成 22 年度に本通り商店街による観光協会作成の観光マップと連携し出しました市街地マップの作成、また北海道の事業といたしまして、道道更南更別停車場線南 1 線から南 2 線間の街路樹の補植、平成 22 年度、平成 23 年度の継続事

業として進めていただいているところであります。村におきましては本町通りなどのアクセス路線の充実からなる道路整備、交通安全対策等について更別小学校沿いの東 17 号道路並びに東 15 号の高校通りから株式会社マルハニチロ北日本前の歩道整備などを行ってきたところであります。本年度におきましては、国道沿い、更別幼稚園横の市街地誘導看板の設置、交通安全対策としての交差点注意の路面表示、更に村民の皆さんのご協力のもとに実施させていただいたサッチャルベツ川沿いの杜づくり事業を進めるととともに現在、役場駐車場の有効活用などを目的とする改修工事を進めております。今後は更別本通りの南 1 線から基線間の街路樹の補植を予定しているところであります。

次に早期可能な事業についてであります。平成 24 年度村事業として南 1 線憩の家沿いの市街地誘導看板、交通安全対策としての交差点注意の路面表示、コミュニティ形成の促進を目的とした公園のリニューアルを進めるべく準備を進めているところであります。また従来から村民の皆さんのご協力のもとに進めております公園道路、歩道などの観光、環境美化活動からなります住民協働活動、花いっぱい活動、更に上更別市街地の振興策からなります協働店舗への支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。なお高規格幹線道路更別インターチェンジの開設に伴う交通量増加に対応する安全対策等については南 1 線の東 14 号から更別本通りまでの道路拡幅、南 1 線東 15 号交差点の改良、南 1 線の国道から更別本通りまでのバス停車帯の設置、交通規制標識の設置など早期整備を北海道並びに公安委員会に強く要望してきているところであります。

一方、事業メニューにあります交流拠点施設につきましては、当初予定していた用地確保が困難になったこと、十勝南部農業開発事業所の本年末の撤退や更別運動広場のゲートボール場が屋内ゲートボール場利用に一本化されることにより南 1 線沿いの広い敷地の活用計画を早急に策定する必要があります。

こうした状況変化や課題等を踏まえまして市街地活性化協議会事務局や商工会市街地活性化特別委員会などにて現状調査と課題注視などを行い市街地活性化計画の一部再構築に向けて検討を進めているところであります。

特に十勝南部農業開発事業所及び屋外ゲートボール場の跡地につきましては、本村の特性や村民の皆さんの利便性、快適性等を踏まえまして更別運動広場と一体化した魅力あるゾーン形成を進めてまいりたいと考えております。

一例であります。本村の基幹産業であります農業は生産量全国一の大正金時や輸入小麦に負けない良質の小麦でありますキタホナミの生産など他に誇れる農畜産物が数多くあります。議員のご質問にもありましたどんぐり推進部会で進めているキタホナミ等の加工品を活用

議 長
1 番高木議員

したご当地グルメの開発など地域の特性やコミュニティの促進などを視野に検討を進めているところであります。

なお平成 24 年度開設の高規格幹線道路インターチェンジは、賑わい作りの絶好の機会であり、計画の一部再構築等にあたりましては、これまで検討をいただいてきた市街地活性化協議会や関係機関との連携、協力はもちろんであります。村民の皆さんへの情報提供や意見聴取等を積極的に進めまして更別村が一丸となった市街地の活性化に努めてまいりたいと考えております。

具体的な計画、素案などが出来ましたら議会とも意見交換させていただけると思っているところであります。民有地を含む市街地の活性化事業につきましてはその難しさを感じながらも粘り強く取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

1 番 高木さん

現在、進められている内容等、順調に計画通りある程度は進んでいるのかなというふうに感じています。

9 月 15 日にも交通量等の調査を行ったかと思うのですが、その結果のデータが出次第、色々な部分で安心、安全な道路状況の判断が出て来るとは思うのですが、色々な道路整備等に関しては道との協議等があって、なかなかこちらの方からは進めるという形には行かないと思うのですが、ソフト面に関しては色々なことが出来るのではないかなと思っております。南 1 線の東 15 号の交差点については憩の家があるということで、お通夜等、そういう場合は相当の交通量等、夜間の時間帯ということもありますので、その辺については警備員等を配置する等、色々な部分のソフト面の活動も必要ではないかなと思っておりますし、早朝の 7 時 30 分から 8 時頃に関しましては、中学生の登校の通路ということで結構自転車等、多くの子供達が歩いていますので交通指導員等の配置等も含めて検討していただければありがたいと思っております。

地場産品の商品開発等についても、これからどんどん進めていく部分に関しましては製品化までは相当時間がかかると思いますが、色々検討していく部分に関しては予算もかかりませんので、各団体で関係する人達に出来るだけ声をかけて早急な研究の協議を始めていただければありがたいと思っております。

あとは上更別市街地の活性化も進めていくということですので、更別市街地と上更別市街地とリンクした形できっちりと更別全体の活性化を作っていただければありがたいと思っております。

更に平成 24 年度の高規格道路のインターチェンジ開通に伴います交通増に伴いまして、更別に寄りたいということを多くの方々に知ってもらうためには現時点ではハード面についてはまだ整備がなかなか進

議 長
村 長

んでいませんが、情報発信を早めにしていただいて更別に寄りたいということを多くの方々に情報提供していただければありがたいと思います。交通の部分での人的配置とかそういう部分についても検討していただきたいと思いますので、その辺について聞かせていただければありがたいと思います。

岡出村長

高規格道路のインターチェンジ開設にあたって、色々と私どももシミュレーションいたしておりますけれども、ただ想定外の交通量の増加だとか、一本の道路に交通量が増加してしまうとか、そういうことが起きてまいります。そういうことの対策を視野に入れながら進めていかなければならないと思っております。それから現在 23 年度から 27 年度にかけての交通安全計画というものを村で道の計画とリンクするような形で策定作業を進めてございますけれども、その中の検討といたしまして、村民会議のメンバーの方々に色々と検討いただくことや意見を聞く 5 年間の計画づくりを進めてまいりたい、その中で先程ご質問をいただいた色々なことも検討材料に加えていきたいということでもあります。

特産品作りは長くて重要な課題でありますけれども、現在色々な村の生産物を主とした特産品作りに取り組んでいますけれども。これを更に進めていかなければなりませんし、販売網を確立していかなければならないと思っております。その中で更別村を売り出すということをや前々から申し上げておりますけれども大切なことでございますので、現在庁内に更別村ピーアール大作戦というプロジェクトを作って検討を進めてございますが、今年の場合は東日本大震災だとか色々と災害関係の事務がありまして遅れてございますけれども、こういうことを他の商店街だとか色々な方々の意見を聞いて、そういうものもまとめて取り進めていきたいと思っております。

更別市街と上更別市街のリンクの問題でありますけれども、大変重要な問題でありまして、そのような必要性を強く意識してこれからも進めてまいりたいと思っているところであります。

いずれにいたしましても道路の問題につきましては、交通規制については非常に何回も要望してございますけれども、なかなか何年も経たないと交通標識等については設置されないことが多いわけでありまして、これらを設置していただくための要望を続けるとともに、ソフト面の充実、更には村で出来る安全標識、そういうものを整備をして対応してまいりたいと思っているところであります。

色々とご質問がございましたので、答弁もれがありましたらご質問していただきたいと思います。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

市街地活性化のために 1 番重要なポイントというのは、街の中に人

が来てくれるための事業ということで人が来なければ賑わいも活気も出てこないということです、いかに村民が気楽に歩いてくれるか、遠い所でも、交通の手段のない方たちも、子ども、老人等も気楽に街に来られるという交通のアクセスの方法等も色々これからやっていかなければならないと思いますが、実際に商店街も厳しい状況にあります。後継者問題もありますし、高齢化の問題もありますし、これからの商店街は相当厳しい状況にあります。これから商工会でも色々商店街のあり方みたいなものを調査しながら、方向性みたいなものを検討して出していくとは思いますが、市街地の本当の中心にある商店街が活気がなくなると市街地の活性化もほとんどあり得ないということになりますので、商店街に対する援助みたいな形も含めて検討していただければありがたいと思っております。

地場産品については、ここ最近で各町村においても相当力を入れてどんどん進められております。小麦の関係につきましても音更町の山本商店で工場が出来上がり、相当力を入れているようであります。更別のレストランも2、3件、そちらの方の開発に加わって販売等を始めているという話もございますので、どちらかというと更別村は早くスタートはしているのですが、なかなか思ったように話が出ないで他町村から遅れを取るというケースが非常に多い部分がありますので、甘納豆についてもキタホナミの製麺についても出来るだけ早い段階で検討、製品化の方向を見出して欲しいなと思っております。ただ、キタホナミにつきましても今年度も相当期待を受けた中で収穫という形でしたが、思った以上に獲れなかったという部分がございますし、これからキタホナミでずっと生産を続けていくのかという先行き不安な部分もあると思いますが、もし品種が変わったにしても製品化が出来るような先を見越したような形で進めていただければありがたいと思っております。あとは空き地対策ということで、そこに施設が出来ることによって多くの雇用等も生まれてきます。人が働くことというのは、その街に住んで消費等も生まれてきます。人が増えるということが1番の活性化ですので、空き地を利用した事業開発を更別らしいものを作りピーアールして元気な更別村を作っていけたらいいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

10年という長い期間を持った事業ですので、まだ1年しか経っていませんので、これから先どういう形で進んでいくのか、先が見えない部分も結構ありますが、是非ひとつひとつの事業を活性化に向けて進めていただきたいと思います。

議
村

長
長

岡出村長

私は市街地活性化事業、特に賑わい作り事業につきましても、行政のみならず商店街の方々、商工会の方々等、本当に勉強しながらやらなければ効果が上がらない問題であります。

これから各種イベントおこしも必要になってくると思いますが、私は更別市街地、上更別市街地をシャッター通りに絶対してはいけないという強い思いからこの事業に取りかかったわけでありますけれども、その中でまず前段として空き店舗対策等、補助事業を打ち出してございますけれども、その中のメニューのひとつとして自らおこすイベント事業についても補助対象といたしているところであります。そういうものを十分ご活用になられてこういう賑わいおこしをしていただきたい。その中でお金が足りないのであれば必要なものについては検討して増額することを図ってまいりたいと思っているところであります。

特産品は大きな農業地帯を抱えてございますので、これについては今、取りかかっておりますけれども、更に真剣に取り組んでいきたいし、更別の特産品が村内で皆さんに楽しんでもいただけるようなものにしていかなければならないと思ってございます。地元の人のおいしくいただく、楽しんでもいただくことでなければ他の人にそれをピーアールすることは出来ませんので現在は試食を中心として展開してございますけれども、これが販売に向けて展開出来るように頑張っていきたいと思っております。ただ、これは役場だけで出来る問題ではございませんので、多くの組織、機関、村民の方々のご協力も頂戴したいと思っております。

議員は私と同じように何としてもこの市街地、村を活性化しなければならぬという強い思い、これは一致しているところですので、意見交換をしながら私も頑張っていきますので、また色々なアイデア、意見がございましたら、お寄せいただければありがたいと思っております。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

私は道路整備について、2本の路線が絡むのですが、それについて村長の考え方を伺いたしたいと思います。

まず1本目の道路につきましては、東5号道路です。これは区間と言えば南1線から中札内村との境になります。それからもう1本の道路は明正斜線道路でございますが、これは南1線から斜めに5号まで行く区間の道路のことを申し上げております。これについて以前から整備をされないのかとか、色々な村民の声を耳にしております。こういう質問をするのは私も初めてでございますが、これらについてなぜこの道路が未だかつて整備をされていないのか、あるいは今後整備計画に載せることは可能なのか、この点について村長の考えを伺うわけでございますが、今日、今思うには道の予算なのですが、補助事業が年々縮減されている状況であることは私も承知しているところであります。そんな中でありますが、この道路については村内住民の通行のみならず、隣村へつながる連絡網として広く活用されているわけであ

議
村

長
長

ります。大型車による農作物の搬出路を含め、また更別をまたがる宅配便等の多くの用途の車が走っております。来年度にはインターチェンジも開通する、これは南1線の14号に開通する予定になっています。これらにもつながる、非常に利便性が高まってくるのではないかとという予測も持っております。従って、これらの道路について早期に改良舗装を願うものでありますが、そこで今までこういう話がありましたが、今日までその改良計画にまだ載っていない、今回の第5期総合計画にも平成29年度までの計画にも載っていないという状況であります。

今後この舗装計画をどうされるのか、改良計画がないのか、これで良いとする考え方は村長は持っていないと思うので、その辺の見解を伺いたいと思います。

岡出村長

久門議員のご質問の村道東5号道路及び明正斜線道路の整備改良舗装について、お答えを申し上げます。

まず、村内の道路の現況を申し上げますと、平成23年3月31日現在であります、国道1路線でありまして、13.2km、これは舗装率100%であります。道道につきましては6路線、46.7km、これも舗装率は100%、そして村道が207路線ありまして、468.3km、舗装延長が199.6km、舗装率は42.6%となっております。

その村道の内訳といたしまして、村道は国の基準によりまして1級、2級、その他路線と分けられております。

1級路線につきましては、18路線でございまして、67.9km、うち舗装済は63.8km、舗装率は93.9%となっております。

1級路線選定の要素といたしましては、国道、道道及び学校、診療所、主要な公共施設、生産施設等に連絡する道路で、将来性を含め、村中でも重要な道路と位置付けているところであります。

2級路線につきましては、25路線でありまして、89.6km、うち舗装済は80.7km、舗装率は90.1%となっております。

2級路線選定の要素といたしましては、1級路線を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路と位置付けております。

それ以外をその他の路線としてございしますが、164路線ございまして、310.9km、うち舗装済道路は55.1km、舗装率は17.7%となっておりまして、これが全体の舗装率を引き下げている状況にあるわけがあります。

これまで村道の道路整備につきましては、本村は、平坦で碁盤の目のような道路網が形成されておりました、1級、2級幹線路線の整備にあたりましては、基本として600間から900間、1,100mから1,600m間隔といたしまして、1路線が主要幹線道路及び近隣市町村の道路にアクセスすることによって、生活・産業の幹線道路としてネットワーク

化が図れる路線を優先して、国庫補助金等を活用して整備を実施してきたところであります。

現在、ほぼ1、2級の重要路線につきましては、整備されつつあります。第5期総合計画の中では、その他の路線を主に整備を行い、また、整備計画をしているところであります。

この、その他の路線整備については、国の補助事業採択を受けることはなかなか困難でありますので、近年、国の緊急経済対策交付金事業や過疎対策事業として、採択される路線、採択される理由としまして、整備路線に3戸以上の受益者がおられる産業道路として将来とも必要な道路、また児童生徒の交通安全対策上からも学校にアクセスする道路、高規格道路インターチェンジ開通により、交通量の増加、安全対策が必要な道路、これらを優先的に選定し、順次、整備を図っているものであります。

先程申し上げましたが、近年、国の緊急経済対策交付金で整備が救われた面がございますけれども、今後、こうした臨時交付金が措置される状況はなかなか考えられないわけであります。残るは、財政的に有利な過疎対策事業として認められる道路の整備を優先することになってまいります。

更には、舗装道路も古い路線では30数年経過した路線もございますので、維持管理経費も大幅に必要となってまいります。

以上のことから、今後の道路整備については、村の財政状況、地方債計画を見ながら、ご質問の道路を含めて、受益戸数、利用度等を十分検討させていただき、優先度の高いものから順次、今期総合計画の後期計画になりますけれども、平成25年から29年の計画に盛り込んで、計画整備をいたしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

今、村長の答弁を聞きますと、実際には3戸以上の住宅があるかどうか、児童生徒、あるいは公共の建物があるかどうか、色々な制約があると思うのです。だからなかなかこの当該路線については今日に至ってもなかなか取り上げることがなかったのだらうと思っています。

インターチェンジが来年度開通するということもありますから、いくらかそういう可能性がないわけでもないのかなと思って村長の答弁を聞いておりました。過去のことを申し上げて非常に申し訳ないのですが、大正11年にこの道路が開通されております。だから今から90年前の話です。それから更別村が分村して22年からもう64年が経過しております。私も分村、間もなく役場に道路維持の関係でお世話になってきたものでございますが、それから一部5号道路につきましては坂が斜めだったのが直線になっております。その分は変わっております。あとは道路形態が原型のままです。その道路を砂利を敷いてグレ

一ダで整地をして今日に至っているのは間違いないのですが、そういうことで村も管理をされています。道だとか国だとか、村内でも畑総事業だとか、担い手支援事業だとか色々な事業を取り入れて取り組んでおられます。だけれども、これらの事業に載せずらい道路なのです。そういう道路が開通されたから 90 年経ってもこういう形であるということが現実なのです。そうするとその道路が必要ないのではないかということではないと思うのです。必要だから村も維持管理をしているのですが、そうすると補助事業に載せずらい、村長も言われたように別の考え方の中で道路整備を考えていかなければならないという感じで私は受け止めたのですが、そうするといつまでも一定の村の道路整備に対する基準でいくと、この道路はいつまでも取り残されてしまうのです。だから村で色々なものを広く考えていただきたい。これは村長の裁量で出来ることではないかと思います。こういう道路がいつまでもそんなにあるわけではないのです。村長もその地域の生まれの方でありますから、よく道路網の大切さというのは承知されていると思います。出来れば私は色々な道や国の基準もあります。しかし、村もそのところは検討委員会、道路はどこで検討されているのか。まずその議題に載せていくかということなのです。これは村長が鋭意努力されているのですが、何年先になってもこのままでいくと解決しないのです。そこはひとつ村長の決断でどういう形で組み入れていくのか、広く総合的な見地から均衡ある道路網の整備が私は望まれるのではないかということを申し上げた。今まで載せられなかったということ責めても仕方のないことなのかもしれませんが、今後において今すぐに言ってわかりましたということにはならないと思いますが、今後検討材料に載せていただきたいということを強く求めたいと思っております。最後にもう一度村長の考え方を伺いたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

道路につきましては様々な制度、財政支援を受けながら整備をしてきたところであります。それと制度的にも補助金等を受けられるものにつきましては先程、ご答弁を申し上げたとおりであります。

あとは有利な起債と過疎債を充ててくれれば一番良いのですけれども、過疎債の採択要件も整備路線上に 3 戸以上の受益者がいるということから、そういうところを今、整備を優先してやっているわけでありまして、もししたら 2 戸しかいない所はいつまでも整備が出来ないのかということになりますので、私は 2 戸受益路線のところも把握してございますが、その 2 戸路線の所が他の路線に有効に接続をされて産業道路として有効に生かされる道路ということになればその路線を整備していかなければなりません。そういうことを総体的に考えて現在 2 戸路線の道路についてピックアップをして順次優先度の高

いものから整備をしていくということになります。

従ってこの整備の優先度については、担当課の案を元に決めていくわけでありすけれども、当該地域の路線については東 5 号と明正斜線道路 2 本がありますので、それはどちらかを優先していくことにしか検討の段階ではないわけでありすので、そういう路線につきましては地元の方々とも整備をする段階で協議をしながら進めていきたいと思っています。なかなかこの路線を優先していきますよということの答えにはなかなかないわけでありすけれども、2 戸の受益者がおられる道路については検討しているということでおさえていただきたいと思っています。それらを今後、優先度の高いものから計画に盛り込み整備をしたいと思っています。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

村長から前向きに検討していきたいという答弁をいただきましたので、私は良い方に理解しておりますので、これから道路整備にあたっては全村的に目を配って行政を進めていただきたいと思っています。

議長
議長

この際、暫時 11 時 10 分まで休憩いたします。 (10 時 50 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 10 分)

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は 2 点について質問をさせていただきたいと思っています。

まず、農地・水・環境保全向上対策事業について、最初に訂正をお願いしたいのですが、上更別地域資源保全会については、平成 24 年度は第 5 期総合計画において予算化していると質問内容をしているのですが、予算化していないということでございますので、その点を踏まえてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、農地・水・環境保全向上対策事業は、平成 19 年度より上更別地域資源保全会が、また平成 20 年度より更別北地域資源守り隊が発足し、活動している状況です。

協定締結書によりますと、5 年以上の期間を上限とし、助成金に関しては平成 23 年度をもって終了とする協定締結書になっているということなので、上更別地域資源保全会、また更別北地域資源守り隊についても来年で国の予算がないということと私は考えますし、国の方でもただ今予算化されていないということで、私としては 24 年度からも村単独事業として継続すべきと考えますけれども、村として平成 24 年度はどう考えるのか村長の考えを伺いたいと思います。

議長
村長

岡出村長

高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、平成 19 年度から国の交付金事業として制度化された農村景観改善対策であります。

ご質問のとおり、本村では、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5

か年間の事業として導入いたしまして、平成 19 年度から上更別地区、平成 20 年度からは更別地区にてそれぞれ実施であります。

各地区、農用地の保全、作物の保護、農道の管理、農村景観の向上など事業の着実なる実施が展開され、事業効果が見られるところであります。

こうした中で平成 24 年度からの道事業の継続につきましては、これまで国に事業の継続を要望してきておりまして、また国も事業継続の方向で検討しているとのことではございますけれども、東日本大震災、福島原子力発電所事故等の関係で来年度の国の予算編成作業が大幅に遅れておりまして、現在に至っても道を始め、関係機関に問い合わせましても未だ確たる情報がないところであります。

こうしたことから、各町村とも事業の取り扱いに苦慮している状況にあるわけですが、国の事業方針が明らかになり次第、速やかに対応することとしております。国の事業方針におきまして、万が一事業終了となった場合、当然ながら国及び道の交付金、事業費のおよそ 75% がなくなってしまうわけであります。この場合、事業 5 年目の更別北地区の平成 24 年度事業については村単独事業となりまして、従来の事業規模となりますと多額の村負担となりますので、地区と協議をさせていただき、事業内容を村負担分について決めてまいりたいと思っております。

村負担分の目安といたしまして、この事業効果、協働の村づくり精神から、従来の村負担 4 分の 1 程度を村が負担を考えていきたいと思っております。

今後、国の動向を見ながら、早い時期に判断をさせていただくことになりますけれども、上更別地区につきましても事業の継続を希望されておりますので、同様に検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

国の動向もまだはつきりしていませんけれども、村の目安として 4 分の 1 程度の事業を考えているということ、事業としては総体の事業費、毎年 1 億円近いと思うのです。その中で 4 分の 1 というのですから村は多分 25,000 千円を毎年予算化していたかと思うのですけれども、草刈は北地区も上更別地区も揃っている。あとは支障木については農地・水・環境対策事業できれいに手入れしていただいておりますので、この 2 つ、あとは緑肥関係の事業等はあるのですけれども、その程度だと思うので、最低 2 つは来年度も事業として継続してお願いしていただきたいと思います。

その辺について伺いたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

これまで農地・水・環境につきましては、1 つには協働の村づくりの

側面もございまして取り組んできたわけであります。そして河川敷の支障木の伐採等、これらにつきましても鋭意取り組んでいただいて、こうしたことが今回の台風 12、13 号の水害の防止にも役立ったのではないかと考えてございまして、こういう基本的な経費については私もこれから協働の村づくりの面から見たいと思ってございますけれども、その金額がどの程度になるのかは判らないところもございます。大体、今の事業費の 4 分の 1 程度あれば何とか上更別の鹿を防ぐネットの維持費のこともありますので、その辺をよく調べて予算化をしていきたいと思いますが、まずは国の補助事業制度が続けばこれらも一気に解決してくる問題でございますので、更に要望するとともに万が一なくなっても必要な事業の継続については俟約していただく面がございますけれども一定期間定めて実施していきたいと思っております。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

4 分の 1 程度を目安にして重要箇所から来年度以降も国の交付金、補助金がなくても村単独で行いたいということですので大変感謝しております。なお、鉄南地区が参加していないということですが国の取り決めがわからないのですけれども、更別村単独となりますと鉄南地区も含めた中でお願いしたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

いずれにいたしましても次期の事業につきましては新たな名称をもって新しい制度で再出発するのだと思います。その中で鉄南地区が取り組んでございませぬけれども、取り組むものであれば取り組んでいただきたいと思いますので、これにつきまして地区の方々と相談をさせていただきたいと思います。これらの事業につきましては初期の 5 年間は 1 番基本的に経費がかかる事業だと思ってございまして、その後はいかに維持をしていくかということになるものですから、それらを考えながら私も国の動向を見極めながら対応してまいりたいと思っております。いずれにしても 3 地区とお話をさせていただいて進めてまいりたいと思います。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

次に 2 点目、更別村地域防災計画について質問させていただきたいと思います。

更別村地域防災計画については、平成 22 年 2 月に設立され、組織計画は具体的に計画されているところであります。

しかし、実際の災害時においては大変な混乱が予想されると私は思います。

また、組織体制については、役場職員、消防団員という組織構成にはなっているのですが、災害時には多数の人員が必要であることから、

議
村

長
長

私は訓練とまではいかないのですが、災害を想定した組織全体の意識づくりと言いますか、一人ひとりの意識づくりの考えが必要かなと思うので、組織全体の中で災害本部長は村長がなられると思いますが、意識を変えるような会議等、意識をしたらと思うのですが、村長の考えを伺いたいと思います。

岡出村長

続いて、更別村地域防災計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

更別村地域防災計画につきまして、今期の計画につきましては、日本海溝・千島海溝周辺、海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて、この海溝型地震により大きな被害が想定される地域に、更別村も指定されて、従来の十勝沖・釧路沖地震等に加えて、防災計画を修正したところでもあります。

特に、地震予知に関しましては、年々、精度が高まりつつありますが、その予知は極めて困難な状況にありまして、突然の発生となります。

風水害を含めて災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合、私を本部長とする災害対策本部を即立ち上げ、災害対策にあたり、被害調査や応急・復旧対策等を行い、被害を未然に防ぐ、最小限に食い止めること、私ども行政の責務となっております。

防災計画では、6つの対策部に分けて、役場全職員を挙げて、その任務にあたることになっています。

しかしながら、災害の規模によっては、到底職員だけでは、担え切れないところでありまして、消防団の出動、災害協定をいただいている建設業協会、更に、村民の皆様にも協力をお願いしなければならないものであります。

また、甚大な被害となりますと、より多くの人員や機動力を要しますので、自衛隊の出動要請、協力を計画に盛り込んでいるものであります。

こうした防災の計画を立てておりますけれども、高橋議員ご質問のとおり、村民の皆様と共に、災害の予防・復旧活動等、想定できえる災害に対しましては、何ができて、何をやらなければならないか、確認しておくこと、大変重要と考えます。

災害は、忘れたところに、やってくると先人からの伝えが教訓にありますけれども、日頃の防災意識の向上、災害に備えた準備、災害時の心得、訓練等、大変重要な訳であります。

こうしたことが、3月11日の東日本大震災や、今月はじめに和歌山県や奈良県を襲った、台風12号豪雨時の災害においても明暗を分けた実例も報道されているところであります。

この度、東松島市への災害応援として、村職員延べ18名が災害対応

の貴重な経験を積むところとなり、こうしたことが職員全体の意識の向上につながっておりますし、そして村民の皆様も、改めて、災害に対する認識を高められたのではないかと考えております。

この後、東松島市より幹部職員に来ていただき、この度の大災害についての対応経験など話をいただく、研修会的なものを開催して、防災意識の向上等、共通認識を更に深めてまいりたいと考えているところであります。

また、この度の災害を教訓に、災害時の対応方法等、新しくなっておりますので、広報・チラシ等により、普及啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

そして、住民の協力を頂くためにも、まず、行政区長会議で、災害時の対応を議題にいたしまして、安心・安全の地域づくりのため、ご意見等もお聞きをしながら対応してまいりたいと考えているところであります。

まずは出来るところから着実にやってまいりたいとおもっております。

以上、お答えを申し上げます。

2 番 高橋さん

更別村だと津波はないでしょうけれども、地震と洪水かなと思うのですけれども、特に地震については近年、6 強という地震が起きるかわからないということで、食料備蓄に関して大震災の時に向こうへ大分送られたということで現状は不足しているのでしょうか。災害が起きる時はその場所全部が災害が起きるということで、飲料水も確保出来なくなるということで、なるべく遠くから提供していただくような形になるとテレビでやっておりました。その辺をお願いしたいのと東松島市から招いて研修会をされるということなので、その辺もその話を聞いた上で認識していただきたいと思います。あと防災訓練計画というものもありますが、この中で消防団に協力してもらわなければならないと思いますが、その辺が周知と言いますか意識を十分持ち続けることは大事だと思います。役場職員が中心となって災害になってあたっておられるということですが、身の回りしか身動き出来ない状況も考えられますので行政区長も何かの形で災害状況くらいは把握出来るかなと思います。一番早い情報が大事かと思いますので、十分検討した中でやっていただけないかと思います。

岡出村長

備蓄品につきましては、村の備蓄していたものを東松島市へ送っておりますので、補充する形を取っていききたいと思いますけれども、予算があまりございませんので、色々とどういうものを備蓄したら良いのか検討して必要なものを揃えるということも必要でありますので、出来れば 12 月予算で補正をさせていただいて、備蓄品を揃えていき

議長
2 番高橋議員

議長
村長

いと思います。ただし村だけでは備蓄品につきましては揃えられるものではございませんので、一般家庭の方も非常時の品物については自ら用意していただくことが大事なことでありますので、現在、品物が不足状態でございまして、なかなか思うようにいきませんけれども、ある程度落ち着いたら自らそういうものを備えていただくこともピーアール等もしてまいりたいと思っているところであります。飲料水につきましては、更別村には大きな水がめが各所に設けられておりますので、そういうものも活用していかなければ大災害が起きた場合していかなければならない。そのための給水も今後考えていかなければならないと思っているところであります。それから消防団の研修も大事なことでありまして、来月、東松島市から幹部職員が来ますのでこれは消防団の役目はものすごく大きかったわけで、現在も活躍をされていますけれども、是非消防団の方々にも時間外に講演をしていただけるように思っていますので一般の方々にも来ていただいてそういう話を聞いていただきたいと思っているところであります。それから東松島市の災害復旧にあたりましては本当に大きな活躍をされたのが公区長さんが大きな役目を果たしていただいているということでございます。コミュニティもきちんとしているところ程、災害にあたっての対策をしやすかった、また被害を未然に防げたということもございますので、是非、公区長会議、11月に予定してございますけれども議題とさせていただいてお話ししていきたいと思っているところであります。こういうものがいつ起きるかわからないところでございまして、出来ることはやっていきたいと思っておりますので、またこうした方がいいと思うことについてご意見をいただきたいと思っているところであります。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に今、村長からもありましたように東松島市へ派遣をされました職員の皆様、本当にご苦勞様でした。

私は今回、震災から半年ということで、各マスコミ、新聞等も非常に特集を組んで最近やっておりました。

それで東松島市も含みますけれども、更別村役場として災害協定書に準じまして職員の派遣、特に多額の現金を届けたことも事実なのですけれども、これから原発の災害地におきまして、住民として、村として、どう支援をして、おそらく長い時間がかかることは事実ですから、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それで東松島市に対する支援は旧矢本町時代からの姉妹都市提携、先般も 8 月に東松島市から子供達が来て泊まってくれたことも報道されておりましたけれども、そういう宿泊交流もあり、更別との縁、再生の力にと非常に評価されていることは事実です。

今後も長期にわたり被災地に対し支援が必要なのは事実です。

それから私が思うに、これからは特に個人の支援というか行政も含めて災害地にどう支援、協力をしていくのか非常に大事かと思っています。

それで学習をさせていただきまして、ある雑誌からも引用させてもらっているのですが、特に当方の方は被災地の方は食品企業、漁港ということもありまして、非常にその辺が被害を受けた、工場が壊滅状態。それで従業員も職がなくなった。それで行政としてその辺は難しいのかもしれませんが、店も工場も流されてしまった会社が多いわけですから、どういう協力をしようかと、それでファンドという言葉を使うのはどうかと思うのですが、これはものすごく投資をして損が来るというものではなくて、例として寄付が半分、例えば出資金 1 万円をその会社に投資しますと、出資へ 5,000 円、取扱手数料が 500 円、残りは応援金の 5,000 円、そうすると 10,500 円で企業の立ち上げに参加していける。半分の 5,000 円については返済義務がありませんから、温かい投資で事業再開のハードルを下げたあげる。そこで工場等の開設等が早まれば従業員も仕事ができる。一口オーナーみたいなものです。

次にもう 1 点、松島湾はカキ、ノリ、ワカメ、非常にひどい状態です。

そこに 1 口オーナー制度、1 口 1 万円であくまでも支援金、その支援金で設備を直してもらったり、資材を購入してもらったり、修繕にあててもらおう。それでそれらが何年かして収穫出来るようになり次第、海産物で返してもらおう。

それからもう 1 点、このことは通告はしていなかったのですが、ある雑誌から、ふるさと納税制度を活用する。これも年収 500 万円の独身男性が例えば東松島市に寄附をすると、3 万円の寄附をしたとすると、所得税が 2,800 円還付される。住民税が 22,500 円の減額、そうしますと実質負担は 4,700 円の負担ですむ、その繰り返しを毎年してあげると無理なく長期にわたって被災地の支援を続けることが出来ます。

どちらにしましても長い時間がかかることは事実ですから、個人でどういう形で原発地域と東日本大震災の地域に対して支援をしていくのか、そして行政がどうやって東松島市を含めて災害地に対して、なかなか何年も経ちますと過去のものにはならないのですが、神戸の大震災の時も私も行って見ましたけれども、復興してしまうと裏側は見えなくて、つらい思いで亡くなられた方もたくさんいるのですが、忘れてしまうということで、その辺で村長のお考えをお伺いします。

議

長

岡出村長

村 長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

大震災、原発災害を含む復興支援継続の考え、方針についてであります

3月11日発生しました観測史上世界最大規模の東日本大震災は、東北各県、そして、長く友好の絆を築いてきた姉妹都市である東松島市においても、多くの尊い人命が失われるなど未曾有の被害をもたらしました。

改めて、人類の努力では防ぐことの出来ない自然災害の恐ろしさを実感すると共に、被災された方々に対し、心から哀悼の意を表するところでございます。

東松島市の被害状況の現況であります、9月14日現在、死者1,044人、行方不明者94人、住宅全壊5,432棟、半壊5,471棟、一部損壊3,607棟に及んでおりまして、以前の豊かで美しい東松島市を取り戻すためには、相当の年数と膨大な資金を要するところであります。

本村におきましては、大震災が発生しました3月11日に、姉妹都市災害時相互応援協定に基づき、ただちに災害対策応援本部を立ち上げ、村議会を始め、各関係機関・団体、多くの村民の多大なご協力のもと、義援金、救援物資の提供、応援職員の派遣など初期段階において、出来る限りの支援をして参ったところであります。

しかしながら、今後重要なのは、いかに復興、再生させるかです。

長く困難な道のりとは思いますが、日本の総力を挙げてやらなければならない。

そこで、議員の質問の長期にわたる被災地への支援のご提案でございますが、今後は、官民上げて、民間の資金も大いに活用し、豊かな海の幸、産業起こしを図ってはとの趣旨の質問でございます。

行政が、応援ファンドへの出資、あるいは一口オーナー制度の事務局をつかさどることにつきましては、様々な制約から難しい面もございますが、東松島市が9月13日に案として出しました、震災復興まちづくり計画の骨子というものを示してございまして、その中で復興には民間からの復興資金の導入を考えていくのだ、そして市民ファンドの活用、小規模投資、この必要性がそこに書かれているわけがあります。東松島市とこれらの問題につきましては、協議をさせていただいて復興にあたって更別の力を必要とするものについては、また、村民のご協力をいただきながら、積極的に支援策をしてまいりたいと考えております。

10月下旬に、東松島市より震災復興本部の担当幹部が来村することになってございますので、議員から、こういう積極的な質問もいただいていることもお話をいたしまして、復興に向けた支援策のあり方について検討してまいりたいと思っております。

議長
4 番松橋議員

新たな支援にあたりましては、議会を始め、村民のご意見等も十分参酌しながら進めたいと存じます。

それからふるさと納税制度につきましてお話がございました。先の義援金の募集にあたりまして、こういう制度が適用になってまいります。

1 回限りではなくてずっとこういうものを続けることが必要であるというご質問もいただきました。これらをまた参考にさせていただいて取り進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

4 番 松橋さん

もちろん村長も私も含めて震災の地域を見ますと長い期間かかるということ、特にそれから原発につきましては何年かかるかわからないお話ですから、私達も覚悟をして皆で小口で応援出来ることが勇気付けだと思えます。そういう意味で今、ファンドという言葉が合うかどうかは問題なのですけれども、気持ちは同じだということを理解させていただきました。

それで飯館村について調べて見ますと人口 6,200 人で戸数が 1,700 戸、それで津波は関係なかったのですけれども、村長の手記を見ますと、更別村と似ているというか、あの地帯では作物が全然獲れなくて苦労して今の村を作り上げた、そして合併にも反対をしている。まさか原発で全村避難命令が出るとは思っていなかったという話です。

「までい」、両手というところから手間隙おしماず丁寧に心をこめてという。全部の作物、和牛もいましたが、村の誇りだった。これからの農村の暮らし方はそこにあるのではないか。誇りを持って生活をしていく。私はあきらめたくないという言葉でありました。私もその気持ちで頑張って応援をしていきたいと思ひますし、今度の震災、原発の問題は日本人全体の問題として長期にわたって前向きに取り組んでいきたいと思ひております。これは質問ではありませんので、何かあればお答えをいただきたいと思ひます。

議長
村 長

岡出村長

こういうことが村づくり、地方自治の原点にあるのだろうなということをお思ひます。そして昨今、頑張っている地域の方々の心を逆なですするような報道をあることを私は大変残念に思ひております。福島、東松島市もそれぞれ産物の再生に向けて頑張っておりますので私どもの力は小さいわけでありまひすけれども、そういう産物、良い物を私どもは買う、消費するという支援もこれからは必要になってくるのだと思ひております。幸いにしてマルハニチロの系列会社で石巻に大きな工場があるのですけれども、私も水産加工場のことが心配でお聞きをしたのですけれども、それについてはがむしゃらに操業にこぎつけるということで、操業に入ると思ひてござひますけれども、そういう企

		業の頑張りもありますので、是非、恵まれた水産物を水揚げして加工して流通に乗せていただければとそういうサイクルを早急にやることによって復興の道も開けるのだと思ってございます。その中で先程もご質問いただいた小規模なファンドだとか、そういうものについてどうしていくべきか、東松島市の担当の方とも実効ある支援について話し合い、検討させていただきたいと思います。私は更別村のような小さな村が初期段階の応援としては精一杯やったと思っています。そして村民の方が本当に協力をいただきました。これをまたどういう形でつなげていくのか検討を要するところでもありますけれども、支援の心は私ども議会もそうでありますけれども変っていないと思いますのでこれからまた有効な支援について頑張っていきたいと思います。
議	長	これをもって一般質問を終了いたします。
議	長	この際、昼食のため 13 時 30 分まで休憩いたします。 (11 時 55 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)
議	長	この際、日程第 4、認定第 1 号、平成 22 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 10、認定第 7 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 7 件を、一括議題といたします。
		この 7 件の認定の件は、議長と議員選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、付託した案件です。
		審査が終了し、委員長から委員会報告書の提出がありました。
		本案 7 件を一括して決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。
		久門決算審査特別委員長
決算審査特別委員長		認定第 1 号、平成 22 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 7 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 7 件の報告をいたします。
		本件は、第 3 回定例会において、6 名の委員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、委員長に久門、副委員長に堂場委員が互選され、去る 9 月 14 日、9 月 15 日の 2 日間にわたり審査を行いました。
		審査の結果、平成 22 年度決算については、条例及び規則等に基づき予算目的に沿って適法に執行されているものと判断し、本決算は適正と認めました。
		したがって、本委員会は、認定第 1 号、平成 22 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 7 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの 7 件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
		以上で審査報告を終わります。
議	長	これで、決算審査特別委員長からの報告を終わります。
		決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑・討論は省略したい

議 長

と思います。

また、本案 7 件を一括して採決いたしたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案 7 件は、質疑討論を省略し、一括して採決することに決定しました。

これから、認定第 1 号、平成 22 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 7 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの 7 件を一括して採決いたします。

認定第 1 号から、認定第 7 号までの 7 件については、認定すべきとするものであります。

認定第 1 号から、認定第 7 号までの 7 件については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から、認定第 7 号までの 7 件については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議 長

日程第 11、報告第 4 号、平成 22 年度更別村財政健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

村 長

報告第 4 号、平成 22 年度更別村財政健全化判断比率の報告の件でございます。

平成 22 年度更別村財政健全化判断比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

1 枚めくっていただきますと。平成 22 年度財政健全化判断比率報告書でございます。

実質赤字比率につきましてはマイナスカウントのために表記されておりません。括弧の 15%につきましては備考にもありますように早期健全化基準を記載しているものであります。連結実質赤字比率につきましても同様にマイナスカウントのために表記されておりません。早期健全化基準につきましては、記載のとおり 20%となっているものであります。実質公債費比率につきましては 9.03%であります。25%の内数でありますので問題はないということでございます。将来負担比率につきましては、これもマイナスカウントのために表示されておりません。括弧の数値は 350%でございます。

備考につきましてはご参照願うものであります。

参考につきましては本村の健全化判断比率、それぞれマイナスカウ

		ントになってございますけれども、マイナス表示でお示しをしたところであります。 ご参照賜りたいと存じます。 別紙の監査委員からの審査意見書につきましては、ご参照賜るものでございます。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 12、報告第 5 号、平成 22 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。 岡出村長
村	長	報告第 5 号、平成 22 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件で ございます。 平成 22 年度公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。 1 枚めくっていただきますと、平成 22 年度公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。 特別会計の名称、資金不足比率をお示しておりますけれども、特別会計の名称の中で、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれも資金不足が生じていないということで、数字として現れてきておりません。資金不足比率は発生しないということでございます。 別添の監査委員からの審査意見につきましては、ご参照願うもので ございます。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 13、意見書案第 4 号、平成 24 年度農業予算編成に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん

7 番本多議員	平成 24 年度農業予算編成に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 東日本大震災と福島原発の事故は、甚大な被害をもたらしており、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、日本の再生に向けた取組を再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定しました。国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、T P P 交渉参加問題については、「総合的に検討し、早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところです。被災地の復旧・復興の支援は基より、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し持続可能な農業の確立を図るため、平成 24 年度農業予算編成にあたり、「日本経済・社会の再建と国内農業対策」「包括的経済連携等貿易交渉対策」他 2 件の対策を求め、別紙意見書を、久門議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
	質疑の発言を許します。
	(ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから本案に対する討論を行います。
	討論の発言を許します。
	(原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。
	これから意見書案第 4 号、平成 24 年度農業予算編成に関する意見書の件を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、意見書案第 4 号は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14、陳情第 2 号、2012 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件を議題といたします。
	本件について、委員長に審査報告を求めます。
	久門業文教常任委員長
産業文教常任委員長	第 3 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情
	第 2 号について、9 月 12 日に委員会を開催し、その審査を行いました。
	その結果について報告いたします。

		本年 6 月に北海道教育委員会が示した「公立高校配置計画案」等は、地元高校の存続、遠距離通学による子どもの身体的負担、及び経済的負担などの理由から計画等の撤回・再考を求める内容です。 当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 2 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。
議	長	委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 2 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 2 号に対する委員長報告は、採択であります。 陳情第 2 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 2 号、2012 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件は採択と決定しました。
議	長	日程第 15、陳情第 3 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情書の件を議題といたします。 本件について、委員長に審査報告を求めます。 久門産業文教常任委員長
産業文教常任委員長		第 3 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第 3 号について、9 月 13 日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 この陳情は、義務教育費国庫負担金制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 1/2 へ復元、文科省が策定した「新・教職員定数改善計画(案)」の確実な実施及びそれを上回る「30 人以下学級」の早期実現、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担が存在する

		中、国による教育予算の拡充を求める内容です。
		当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、採択と決定しました。
		以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。
		委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
		陳情第3号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論に入ります。
議	長	委員長報告は、採択であります。
		これから陳情第3号に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		おはかりいたします。
		陳情第3号に対する委員長報告は、採択であります。
		陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情書の件は採択と決定しました。
議	長	この際、14時00分まで暫時休憩いたします。(13時50分)
		(意見書案及び追加の議事日程表配布)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14時00分)
議	長	おはかりいたします。
		休憩中に1番高木さんから、意見書案第5号、平成24年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の件が提出されました。
		この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見書案第5号、平成24年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しまし

議	長	た。 日程第 16、意見書案第 5 号、平成 24 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 1 番 高木さん
1 番高木議員		平成 24 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 道教委が示した「公立高等学校配置計画案」は、中学卒業者の減少傾向や教育水準の維持向上などを理由に、機械的学級削減、募集停止とするとしています。このような再編統廃合によって、子どもたちは遠距離通学等を余儀なくされ、精神的・身体的負担が増大するばかりか、保護者に経済力がなければ、通学を断念せざるをえません。 教育の本質は、「人格の完成」にあります。「ゆたかな高校教育」の実現をめざし、中学卒業者数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、ゆきとどいた教育を行うことが必要です。そのために、ゆたかな後期中等教育を権利として保障する「高校教育制度」を創り出し、未来に夢や希望が持てる進路保障を確立することが重要です。 以上の趣旨にもとづき、道教委の「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求めるため、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 意見書案第 5 号、平成 24 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

議長

したがって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。

休憩中に 3 番赤津さんから、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 24 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 24 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長

日程第 17、意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 24 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3 番 赤津さん

3 番赤津議員

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 24 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討がすすめられていますが、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 2 分の 1 へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は 35・30 人学級の実現等をめざした「新・教職員定数改善計画(案)」を策定しましたが小学校 1 年生の 35 人学級の実現にとどまりました。子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む

		地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。このことから、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 意見書案第 6 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 24 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、更別村における新エネルギーについて、産業文教常任委員会は、教育行政の現状について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。 おはかりいたします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。 次に議会運営委員会委員長から、10 月 4 日、中札内村において開催される 2 村議会議員交流会に議員全員を、10 月 20 日、音更町において開催される十勝町村議会議長会議員研修会に議員全員を派遣したい旨、申し出があります。 おはかりいたします。

議

長

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成 23 年第 3 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 15 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 9 月 20 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 高 木 修 一